

平成 27 年度公立大学法人下関市立大学における障害者就労施設等からの  
物品等の調達を推進を図るための方針

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。（以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1. 調達の目標

- (1) 物品 10,000 円
- (2) 役務 30,000 円

2. 調達の推進に関する事項

(1) 取組の推進

障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性に留意しつつ、可能な限り障害者就労施設の参加機会の確保及び障害者就労施設への調達に努めるものとする。

(2) 障害者就労施設等への配慮

発注に際して可能な限りその仕様を明確化するとともに、障害者就労施設等の特性に配慮した規模及び納期の設定に努めるものとする。

3. 調達実績の公表

年度終了後、調達実績を取りまとめ、翌年度 5 月末までにウェブサイト等公表するものとする。